

関連単元名	武士の文化と民衆の成長	展示コーナー	D	武士の世へ
		資料名		中世の行方郡と村

中世の行方郡と村むら



どを率いる家長として、村むらの中心をなしていた。

これらの在家農民を在家として把握し、在家役を徴収したのが、その村の支配者（地頭）であった。地頭はさらに上級の領主に対して公事（畠地・山野河海の生産物）を取り立てて納めなければならなかった。

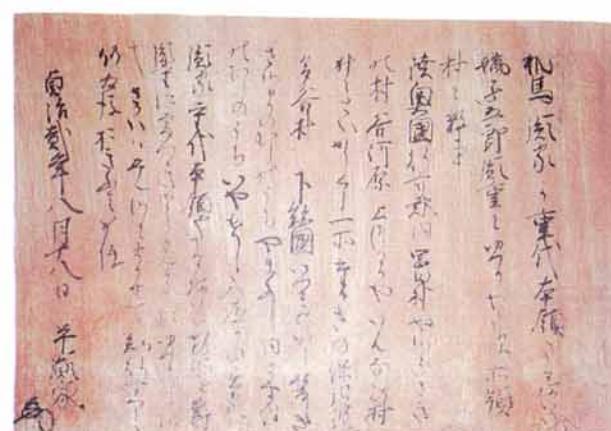
相馬市の居城小高城の南1.8キロほどのところにある岡田館に住んだ一族岡田氏は、行方郡のうちの岡田・八兎（不明）・谷川原・鶴谷・院内（益田）（原町市）、飯土井狩倉（飯館村）を支配し、さらに岡田館より南へ2キロほどの大悲山氏にあっては、大悲山（泉沢）、小島田（鹿島町）の村々を支配していた。

右の写真は、相馬市の一族岡田氏に伝えられた古文書である。これは、相馬（岡田）胤家譲状で、相馬胤家の所領を嫡子胤重に譲り渡したものである。それによると、院内村（現在原町市益田）・大三賀村（同大甕）・谷河原村（同矢川原）・つるがや村（同鶴谷）などの村が見られ、これが岡田氏の領地として代々受け継がれていたことがわかる。

中世の古文書に記された行方郡の村むらは、地図の通りである。真野川・新田川・太田川・小高側などの河川に近く、水の便の良いところに水田が開発され、村が形成されていることがわかる。

これらの村むらは、相馬氏の一族や、他の豪族達の領地で、代々相続されていた。

また、各村むらはいくつかの在家からなっていた。在家とは、在家役（租税）を集めめる農民（在家農民）とその家屋・宅地・付属する畠地・田地を含めたものを一括して呼ぶ名称である。そして、在家農民は家族・一類・下人（隸属民）な



相馬胤家が重代本領たるあいた
嫡子五郎胤重にゆづりわたす所領
村々數事
陸奥行方郡内岡田村・やつうさき
の村・谷河原・上つるかや・いんないの村
の、といくら一所・たかつきの保内波
多谷村、下總国いつみのかう・あなしき
さつまのむらのうちやまふし内・ますおの
むらのうちいやけんし入道か田在
胤家重代本領たるあいた、かの所を五郎
胤重に、てつきせうもんともに、ゆづりわた
す也、さかいハ急んつにまかせて知行すへし
仍偽後おきふミ如件
貞治弐年八月十八日
平胤家(花押)